

幼保の一元化をどう論じ、対処すべきか —少子化対策につながる子育て支援の視点から—

小川 博久¹

Issues in care and early education services in a context of aging society

Hirohisa Ogawa¹

一、問題をどう受け止めるか

本稿は、現在の子育ての現状の方から子育て支援策の一環としての幼保の一元化という政策のもつ問題点を指摘し、この施策が、現状のままでは幼児の自立的形成を阻害する可能性の大きいことを論じたい。そして、もし、幼稚園と保育所という所轄官庁の異なる子育て支援を一体化することが、地方財政のレベルで避けて通れないものだとするならば、また子育て支援策が少子化対策として欠くことのできない施策であるならば、その施策は現代の家庭の子育て状況に対する的確な認識に立ち、施設保育がそうした現状を改善する保育のあり方を追求し、さらに家庭の子育てのあり方そのものを見直すものでなければならないことを主張したい。以下、現在の保育所や幼稚園の現状、家庭保育の現状と前者との関連、施設保育の課題、家庭や地域の保育と施設保育の関連のあり方について論ずる。

二、ある保育所のエピソード

最近の施設保育の現状を知るために、筆者が近年訪問した公立の幼稚園・(兼)保育所での所内研修会のエ

ピソードを紹介しよう。あるベテランの保育者から最近の父母についての苦情が報告された。それは、幼児の生活習慣が崩れていて、施設内の保育に悪影響を及ぼしていることだという。例えば、親と一緒に遅くまで夜更かしをして就寝しない、そのため、登園時の時間帯が広がって、施設内の規則正しい生活が営まれないという。また若い保育者からは、午睡時に就寝してくれない幼児が多くて困っているということが涙ながらに語られたのである。前者の例については、以前温泉場にある公立幼稚園で父母に夜業をする人が多く、夜更かしが多いので、子どもの就寝が遅くなったり、親が夜遅く帰宅するとわざわざ子どもを起こしてしまう親の例を聞いたことがあり、その時、親の生活と子どもの生活とをどのように共有化したり、お互いの独自性を保持するためのルールづくりをしたりする困難さを感じたことがあったが、親が夜業しない家庭でも同じような状況が生まれたかと、家庭保育と施設保育の連携の困難さを痛感したのである。ところが、研修会に入る前筆者は保育所内の保育を参観し、保育における保育者と幼児との関係を観察していたので、後になって先の保育者の発言と保育者の保育行動との関係とを改めて検討しなおしたとき、そこに奇妙な一致を認識してしまったのである。それは、保育者が批判している親と類似した態度を自らとっていたということと、その態度について全く自覚がないという事実であ

1 日本女子大学家政学部児童学科

った。具体的事例を紹介しよう。

その一つは、先の意見を述べた保育者自身の保育である。約三十人の五歳児を対象に二人の保育者が明日園外保育に行く川で小魚をとりたいので、ペットボトルに切り込みを入れて、小魚がそこに入ってくる工夫をすることを提案していた。ペットボトルに切り込みを入れる作業を子どもたちは、二部屋分の保育室のほぼ中央付近の床の上で一斉に拵げて作業をはじめた。子どもたちはいくつかのグループに分かれ、作業に入った。保育者はその都度、幼児たちの作業にアドバイスをしたり、手伝っていた。ペットボトルとハサミなど道具や素材が部屋中に広がり、幼児たちも各々グループごとに、しゃべりながら作業を続けた。活動の場は部屋全体に大きく広がり、ざわめいていた。午前中の活動だったので、昼食時の準備のため、保育者は十一時半頃までには終わってほしいと考え、十一時近くになって保育者の一人が「あと20分たったらおしまいにしようね」と発言するが、騒然としているので、ほとんど幼児に聞かれていない。早めに終わったグループはおしゃべりに夢中になったり、ふざけたりしている。まだ出来ていないグループは保育者が手伝っているというより、やってあげている。全体に無秩序が充満している。やがて十一時半になり、保育者が「はい、おしまい、かたづけです」と言うけれども、幼児たちの中で、どれほどの幼児がこれを聞いているかわからない。だから片づけが遅々として進まない。ふざけ合いに集中している子さえいる。中には真面目に片づける子もいるが、全体として騒然とした雰囲気は漂っている。結局、保育者が二人でせっせと片づけていくが、クラスの半数以上は、片づけるということへの認識がない。筆者はこれを見て、集団生活のリズムや習慣についての幼児の自立性のなさを感じ、これでいいんだろうかと疑問を持った。

別の機会に、三歳児の保育を参観した。季節が夏季であったので、三歳児たちはプール遊びを終了後、裸でタオルを身体にまといながら、保育室に戻ってきて、二部屋続きの片方の部屋で、着替えを始める。二人の保育者の一人は、給食室に食物を取りに行っており、残った一人が着替えを見守っていたが、昼食時が近づいてきたので壁にかけてあった食事用の机を出しはじめた。その間、三歳児は各々勝手に着衣行動を行っていた。とはいっても暑いのでいつまでもスッポンポンで走り回ったり、パンツをはいてもシャツは着ていない子ども、またその逆で遊び始めた子ども、その行動は全くマチマチであった。保育者はその行動を無視したまま、昼食のために机を並べ始める。この間、幼児は放任状態で、保育者が机を出し終わった後にやっ

と、「さあみんな、着替えをしておひるごはんの自分の席についてください」と声をかける。それでもまだ着替えをしていない幼児のところに行ってやってあげる。そしてそこにもう一人の保育者が全体の食事をはこんでくる。この事例を見たときも、保育者がまるで子どものお手伝いさんのようであったので、筆者はこれでいいのだろうかという疑問を感じたのである。

疑問の具体的内容は次の点である。保育所保育の重要な特色の一つは、幼児の生活習慣の形成である。父母の労働による不在のため、毎日の個々人の生活習慣(着脱衣)あるいは集団生活の形成において家庭では不十分な点があることを考慮し、保育所保育者がより多くの責任を負っているという点である。しかし先の実践を見るかぎり、幼児の生活経験の形成そのものがこの幼稚園・保育所において十分に行なわれていないのではないかという疑問であり、さらにこの現象は、我が国において子育て不安が増大し、その結果、中教審答申が述べているように、子どもに対する過保護・放任が一般化している事実と照らし合わせると、この施設保育における先の現象は、家庭の過保護・放任現象と共通なものといえるのではないかという点である。言いかえると、この施設保育における保育の実態は、幼児の生活習慣行動の形成において、保育者は意識のレベルでは、生活習慣をきびしく躾けているつもりになっている。たしかに保育者が言語的に指導権をとっていると言える。その都度指示しているからである。しかし実際には、幼児は動いていない。保育者の指示が通っていない。これが第一の問題点である。第二の問題点は、幼児たちの間に1日の生活のリズムについての予測性が確立していないということである。なぜなら指示されたとき、幼児はその時その時の状況次第で指示に従ったり、従わなかったりで、結局は保育者が不徹底の指示のしりぬぐいをするようになる。こうした行為の繰り返しの通しては、幼児たちは主体的に生活の流れやその節目を自分の実践によって学ぶことはできない。幼児たちは身体知として活動の流れや一日の時間と出来事の結びつきを予測することができず、いからである。

施設保育は集団生活の場であり、保育者の生活習慣の形成に最大の関心を向けているはずであり、それに加えてたしかに保育者のその都度の言語的教示に現れている。しかし、そうした指示がどれだけ幼児一人ひとりに徹底しているかについて、さらには幼児たちが自立した生活者になるために、自分や自分たちの一日の生活の流れやリズムを自分たちの主体的な実践的行為としてやり遂げていくとか、その行為を通して次にやるべきことの予測性を獲得していくかという点になると、全

く不安であり、その点をきちんと見とどける態度が保育者の側に欠落していると言わざるを得ないである。

こうした保育者の態度は現在、育児不安の状態にある親達の子育て行為と通底しているのではないかということである。実証的データとしては提示できないが、多くの幼稚園や保育所を見るかぎり施設保育の保育者の保育態度と通底していると考えざるを得ない。親は自らの不安定な情緒に支配されて恣意的に気がかりなことについてその都度、行き当たりばったりの仕方では幼児を叱ったり、指示したりする。しかし、自分の幼児へのかかわりが幼児にどう受け止められ、幼児がどう行動したかを冷静に見極める目と幼児の成長・発達への見通しを持たない。こうした自己の行為への反省も見通しも持たない子育て行為と同じ態度を保育者がとってしまったとしたら、最初に紹介した保育者の親の子育てに対する批判は、自らに向けられなければならない。

三、過保護・放任の施設保育の背景にあるもの

前説で保育所保育における生活習慣形成の欠如を指摘したが、さらにその事実を幼児の主要な活動における遊びに見てみよう。幼児の遊びにおいて保育者の援助のあり方がより鮮明にあらわれているからである。前の例の生活習慣において保育者が言語的指示によって習慣行動を行なわせようとするのを今ここで幼児への「過保護」と呼ぶならば、後者の遊びの場面でのみとりの軽視ないし欠如は「放任」と呼べるものである。次の事例は同じ保育所の二歳児の例である。園庭でプール遊びをしたあと、プールの上に登ってほとんど全員が全裸のままミニブロックをつかんで投げ、キャーキャー言って騒いでいたのである。その間保育者はプールでの幼児の面倒を見ることにかかりきって、外と中で保育者のいる場と幼児たちのいる場が違うせいもあって、部屋でキャーキャー言って騒いでいる幼児の存在に保育者も気づいていない様子であった。しばらくして保育者が部屋にもどり、やっと着衣の世話をはじめていた。

類似した現象は二歳未満児でも見られた。保育者が一人の逸脱度の高い幼児のケアに追いまくられていると、たとえ二人の保育者がいたとしても、今ケアしている対象児以外の幼児には目が向けられにくい。その間、幼児たちは、保育者の観察の視野から外れてしまうのである。しかも、二つの保育室とも、環境設定においてほとんどなんのポリシーももってはいない。それゆえ、保育者が今対象としてかかわっている幼児以

外の幼児の行動は全く行き当たりばったりで、目の前にあるモノや偶然視野に入ったり、出会ったモノとの偶発的接触を重ねている。それゆえ、モノや人との接触で一つの活動に集中することがなく、刹那的接触を重ねるので、時間が経つにつれて遊具が散乱し、アナーキーな空間へと変貌していくのである。

幼児にとって遊びとは全くアナーキーな行動を意味しはしない。幼児と母親とのイナイイナイバー遊びを一つとっても、幼児は母親との応答関係のなかで、応答する同調性のリズムを体感し、次に来る母親の応答行動を身体的に予知することで、自分の積極的な行動を取ることができる。それは、モノとかかわる遊びにおいても同様である。モノがどこにあり、それをどう扱うか、そこでどんな結果が生まれるかを具体的に予知することで遊びの楽しさを追求できるのである。しかしこの施設では、保育者が他児にかかわっているために、その瞬間は個人的にかかわれない場面で生ずる、無秩序で逸脱した活動、言いかえれば、アナーキーな幼児の動きが「遊び」と見なされるような感覚があり、それに対して保育者が放置しているかのような印象がみられる。実際に手がまわらないのか、放置しているのかの判断は困難であるが、結果としてあるときは過保護またあるときは放任という対極のかかわりがみられ、それは生活習慣の指導と遊びの時間という時間の流れのなかでも、遊び時間での保育者の関与した遊び、と見逃したりかかわれなかった遊びの間にもみられるのである。

ここには幼児へのかかわりの意識(当事者的直感)のみに支配され、対自的に幼児を他者として観察し、幼児の行動とその内面への適切な診断をすることを無視する保育者の“母性”主義的態度の影響が見られる。この態度は、複数の幼児を対象にした施設保育、なかでも、同時進行で異なった活動を展開する遊びの場面での、幼児理解の欠如としてあらわれる。つまり、幼児へのかかわりは一時に一人あるいは一群しか対象にできない。しかもそのかかわりは、一度、幼児との関係において、簡単に解消し、次の幼児や幼児群へと移行するということが困難である。かかわりの対象である特定の幼児や幼児群から離れるためには、その幼児が保育者の援助を必要としない状況つまり自力で遊びの楽しさを味わえる状況にならなければならない。しかし、かかわりの行為は、ひとたび対象のある幼児や幼児群に決めてしまうと、そう簡単にかかわりの対象を移動させることはできない。そのためかかわりの意識のみの保育者は、幼児全体へのみとり(診断)を欠落させてしまうことが多いのである。特に、多数の幼児が同時進行で遊んでいるという状況においては、ある幼

児へのかかわり=過保護、その結果として他児へのみとの欠如すなわち放任になりやすいのである。

加えて、環境構成上の無策は、幼児によってどこに何があって、何をすれば、何ができるといったことや、どこに行けば、安心できるといった経験知を集積することが困難になるため、幼児が保育室の中で自由に行動できる戦略(幼児自身が身につけること)が形成されにくいのである。それゆえ、自らの行動予測も持つことがむずかしい。おまけに、保育者の側も、誰がどこで何をしているのか、今何をしたいのかを予測する経験知を集積しにくい。なぜなら、毎日、幼児の取る行動がランダムで規則性に乏しく見えるからである。もし活動の場やモノの配置が日常的に決まっていれば、その環境への幼児の適応によって、いつも製作コーナーで粘土をやりにくる幼児Aとか、この頃、幼児Bと幼児Cとともにままごとに興味を寄せているD児といった理解の仕方が可能になるのである。その結果、幼児の動きを継続的に観察できれば、幼児たちへの適切で適時な援助も可能になるのである。

しかし、情緒的な幼児への親近感のみで、幼児へのかかわりだけを念頭におく保育者には、幼児たちの遊びの同時進行的展開への適切な知的戦略をたてるのが困難になるのである。それゆえ、保育者の言語的指示は幼児の行動やイメージに結びつきにくいものとなり、援助が上手にいかないときは、保育者自身の考えを強引におしつけたり、介入したりすることで遊びを妨げることにもなるのである。

もし、こうした保育を施設保育で実践するとすれば、それは育児不安に悩む親が結果として行ってしまう過保護・放任の子育てを再生産していくことになるのである。

四、施設保育において何がなされるべきか

今、子育て支援策という大きな施策のもとで、幼保の一元化が推進されている。そこで課されている施設保育の課題とはなにか、もし幼稚園も保育所も子育て支援策のもとに統合されなければならないとするならば、全く当然といえば当然のことであるが、それは、幼児一人ひとりの自立的態度の確立ということなのである。この全く当然きわまりないことをなぜここでも言わなければならないのか、それは、現在の幼保一元化が、子育て支援策という保育にとっては外的条件の保障という目的のために推進されてきたからに他ならない。たとえ、子育て支援が母親の子育て不安の解消という目的のためだったとしても、この目的達成のため

めに、施設保育(幼稚園・保育所)のなすべきことは、単なる託児ではありえない。幼児一人ひとりの自立的な生活態度の確立(主体的に遊ぶということも含めて)なのである。幼児はモノではない。親自身が子育てから解放されて自分の時間を持つということが親の育児不安の解消につながるとすれば、それは自分を見つめ直し、自立した自己を保障しなおすためであって、子どもという荷物を他者に預けて、子育てから逃避するためではないはずである。それと全く同様に、施設保育にいるときの幼児にとって必要なことは、より自立した行動様式を集団生活の中で確立するためである。しかもこの全く当然極まりない課題が、施設保育者の頭の中には、スローガンとしては掌握されているつもりでも、実際の保育の中で、その実現があやしくなっている現場が数多く見られるということなのである。筆者のあげた事例は現場のそうした実態を語っているのである。

五、幼児の自立を阻む保育者のあり方

幼児の自立した生活態度の確立ということが当然視されながら、何故それが実現していないのかと考えることは、幼保の一元化を考えるにあたって最も基本的なことである。なぜなら、本来の意味での子育て支援の柱の一つだからである。そして先の最も重大な要因として、保育者と幼児の関係性の誤りをあげることができる。その誤りの一つは、保育者の言語主導型の保育行為(言葉がけ)であり、二つめは大人と幼児、幼児同士の同調行動経験の乏しさである。前者は多くの親達が近代学校で教育を受けてきた世代であり、労働体験や生活体験の中での学びが乏しく、教育することのイメージをもっぱら学校教育の教師のイメージから獲得しており、幼児との身体的関係においても、幼児と対面しあい、言語による教授学習関係の体位をとりあうか、もしくは、第二の点で、母性的側面が優先される時は抱き合うとか、手を握るといった体位をとりやすいのである。ここには、省力化され、消費文化に支配された生活の中で、労働体験が乏しく、共同的同調行動の経験が少ないので、親も保育者も幼児と共に横並びの体位でモノを扱う手の自由を保障する関係がみられないことである。こうした二つの誤った関係の中では、大人は幼児との間で、対話の意義をコミュニケーションをする際、意味論的にしか解釈しない。お互いに成立する応答的關係への同調性が乏しいという見方がみられない。それゆえ、年齢が低ければ低いほど、幼児との関係がスムーズに展開しない。言いか

えれば、幼児の非言語的身体論的メッセージを理解できない。あるいは、一方的に愛情を持ち、善意を持った大人として、抱きしめたり手をつないだりすることで、支配し、支配される関係をとってしまうのである。いずれにせよ、自分のとった身体的かかわりの意味への自覚が欠如するのである。具体例を示そう。

ある保育所で五歳児Aはいつも仲間に入れず、ときに仲間として活動しても、遊びの流れを妨害するので仲間からハジかれる傾向が大きい。この日も、四、五歳混合で、二列に並びボールを廻って帰る直線距離のエンドレスリレーをやっていたところ、A児は参加しながらも、真面目に走らず、バトンを落としたり、おどけたりして仲間をいらいらさせていた。昼食時、幼児たちが自分の席に着いて食事を始めるにあたって、四人の当番係が「みなさんいいですか」と問いかける。しかしA児は当番係を無視して席について座ろうとしない。しかし当番係はA児の行動はいつものことらしく、それを無視して席に着こうとする。そこで参観していた筆者が「まだ立っている人がいるよ」と言ったので当番保たちは、そこに座れず、膠着状態が生じた。するとベテランの保育者がいきなり「Aちゃん」と言って抱きしめ、座らせようとする。そこで筆者がその保育者に抱き締めて強制的に座らせようとする行為を止めさせたのである。その結果、当番保も立ったまま、A児も立ったままの膠着状態は続いた。A児は座ろうとしないが、この状態にも落ち着かない様子でニヤニヤ微笑みながら立ったままの状態が十五分ほど続く。すると幼児たちの中から「Aちゃん、昨日、もうちゃんとやるって約束したじゃないか」という批判の声がとび出してくる。やがてA児はこの状態に耐えられず、机の下にもぐってしまう。そこで当番保に指示し、みなは一応着席して食べることにした。

筆者の願いは、A児に集団生活のルールの厳しさを体験してもらいたいという願いであった。それに対し、ベテラン保育者のA児に対する態度をどう解釈すればいいのだろう。この保育者は、A児が一番なついている保育者だそうである。とすれば、A児を抱きしめるという行為は、A児の誤った行為を正すように見えながら、結果としては、甘やかしているようにも見える。この保育者の行為、特に抱きしめた行為とその結果についての自覚がみられないのである。結果としては膠着状態を一時的に解決しようという意味にしか見えないのである。

ちなみに約一か月後、遊戯室で跳び箱をやっている幼児たちのまえに立ちふさがり、阻止しようとしたA児に、「きみ、跳び箱できないの」といったら即座に「やれる」と言い始めた。A児は十分体力もあるので、始

めはぎこちなく、失敗もあったが、次第に上手になり、幼児たちの間でもトップクラスになり、筆者にもほめられすっかり自信をつけ、給食当番を積極的に引き受け、喜々として配膳を行なったのである。

先の行為にみられるような保育行為における意図と実際の結果との間の分裂は、幼児になにをもたらしのであろうか。一方で教師の幼児への言語的働きかけは、応答的同調性を欠くので、ますます幼児には受け止められにくくなる。そこで保育者は、自分の教育的意図をより明確にする必要を感じて、直接話法を強化する。「お片づけです」と強調的に言う。幼児は「お片づけ」の意味を具体的レベル(積み木を片づける、ゴミを拾う、製作コーナーの使ったモノ、素材、道具を分類してあるべきであったところにもどす)の集合的イメージとして受け取ることはできない時期もある。そうした時点では、保育者の行動や仲間の行動を見てまねることの方が実質的に片づけ行動に近づける。しかし保育者が言葉がけだけに力点をおくと、幼児たちの動きの同調性と一致しないので、幼児たちには具体的な行動と結びつかない。したがって、片づけは遅々として進行しない。保育者の言葉は、ますます抽象化される。幼児たちの中には、「みなさんお片づけ」と声が大きくなる一方、何もしない幼児もあらわれてくる。

一方、共同行動による同調性をもたない保育者が母性的と言われる愛情行動(抱きしめたり、手を握ったりする行為)をたえず続けていくと、幼児は支配—被支配関係のなかでの庇護感を求めて保育者を独占しようとして、抱きついたり背中におんぶを強要したりする者もあらわれてくる。ここには、お互いに生活者として独立的に振る舞い、応答的同調や同調性を確立していく道筋は見えてこない。

しかし保育者としては、保育者として幼児の集団の生活行為を導かなければならない。職業的心理として出来るだけ、早く、巧みに、という気持ちは、一定期間内でやるべきことを処理しなければならないときに働く。前述のように相手との身体的同調性を共有できない保育者は、強迫感の中で指示言語を多発するに至るのである。同じことは、親の行為にも見られる。家庭で家事の省力化が加速されている現在、親達は自らの身体的行為を振り返る必要性をもたない。たとえば、日曜大工仕事で釘打ちをしなければならない場合、うまくいかなかったら自分の身体的行為を振り返らざるを得ない。料理を作ることが日常的であれば、調味料を使う手順を誤ると料理がまずくなるので、サシスセソといった手順を記憶するための言葉を覚えることも大切になる。しかし、一度獲得されたかにみえる身体的行為は当然視されるので、出来ないことは非難の対

象になり、習得のプロセスなどに注目することはまずない。いきおい身近上の習慣行為への注意は、親からみれば怒らなくていいことを怒らなければならないというストレス感を伴う。「一体何度言ったらわかるの!？」と言うように。例えば4歳児は靴の左右を間違えてはく姿がしばしばみられる。それでいて不都合を感じていない幼児も少なくない。しかし人並みに育てて欲しいと思う親は、いささか人並みでない事態と思うと、つい厳しく言葉がとびだす。「ほら、だめじゃない、靴のはき方間違ってるわよ」と叱責する。しかし幼児にその意味が正確に伝わっているかどうか全くあやしい。大人は、自分の要求を幼児に充足させることに性急になり、自らの言語的指示が幼児にどう受けとられるかを点検しようとするまなざしを持たない。したがって、「ほら、靴ちゃんとはけているかな。足並べてみてごらん」といった具体的指示を工夫することも起こりにくいのである。大人が日常生活の中で、労働による共同の機会を失うことで、大人と幼児が同調したり、応答的同調行動をとったりする生活上の仕掛けが失われることになり、こうした自己中心的働きかけは、母親の育児不安を更に増加する傾向が大きい。そして大人と幼児の身体的同調性の欠如が、大きくなるにつれて著しくなっている。たとえば、最近の親は子どもに大人の生活を手伝わせることを厭うようになった。自分の行為だけでなく、子どもの行為まで注意を払い、ペースを合せることがわずらわしいと感ずるようになったのである。その典型的な例は父親参観日の父と子の製作の場面である。最初、父と幼児は一緒に作業を始める。しかし、時間が経るに従って、幼児の動きを排除し、親だけが作業に集中し、幼児が傍観するという姿が多くみられるようになる。現代のような時間感覚の中で、効率性を競うような生活に駆り立てられている大人は、より早く、より巧みにという強迫観念に支配されて、力量差の大きい大人と幼児の間でペースを合せなければならないというストレス(居心地悪さ)に耐えられず、自分のペースでやってしまうのである。

以上のように、幼児との間で、身体的同調性や応答的同調性を失うことで、親であれ保育者であれ、大人の幼児への関係性は、自己中心的にならざるを得ない。おまけに、母性意識に支配されて、幼児の他者性を意識し得ない大人は、幼児の行動をしっかりと見届けようとしながゆえに、結果として過保護・放任をまねくのである。

六、子育て支援策の理想と現実

前述までの論の展開からすれば、子育て支援策の基本はどうあるべきであろうか。家庭保育にせよ、施設保育にせよ、少子化対策として立てられ、従って長期的展望は立たざるを得ないとすれば、育児不安の親の負担を実務的に軽減することや、働く女性が安心して働けるための託児条件を整えるといった理由だけでは不十分なのであることは疑う余地もない。なぜなら、子育ての責任は基本的に親の側にあるとあって、子育ての負担感を増大させるのは子育てに対する負の意識(マイナスの気持ち)であって、実務上の時間量や労働量の問題だけではないからである。子どもを育てることに生きがいと喜びを感ずる人にとって、子どもとかかわることは決していやなことではないのである。そしてそう思えるための条件は、大人が思う以上に子どもが時間とともに自立していく姿が確認でき、それに伴い、子育てにかかわることから自分も解放されることで、子どもの成長を喜ぶ気持ちになることだからである。もし仮に、親が我が子の成長・発達に無関心であるとするれば、子育て支援策は、親業への努力が不十分であるがゆえにこれも効果を発揮しないであろう。現在、子育て支援策によって幼稚園と保育所の区別があいまいになり、施設保育を一括して託児とみる傾向が促進されているかに見える。厚生労働省が無認可の施設にも託児の必要性から拡大援助を実施しているという傾向も、母親の就労を保障する託児施設の充実に力点を置くという印象を強く残している。

一方、文部科学省は、これまで幼稚園は学校教育法に基づく教育機関であり、そこが保育所とは異なる特色であるという印象を大衆に与えていた。多くの親も、家庭保育と学校教育に連結する教育機関である幼稚園の方が、保育所よりもレベルが高いという印象を持っていた人は少なくない。しかしこうした印象は、女性は家庭で子育てに専念すべきであるという女性への差別意識や、学校教育こそ教育をする場所であるという先入観に支配されたものであった。そしてこうした先入観は教育の私事性を軽視し、公教育(小学校以上の義務教育)を重視し、そこに専門性をみようとす近代的教育観を反映したものであった。しかし、こうした建前の裏で、家庭保育への負の意識はますます増幅されてきたのである。それは、我が国の幼稚園教育の九割以上のシェアをもつ私立幼稚園の変貌に反映されていたのである。私立幼稚園は経営上、園児確保が最大の課題であり、この目的のために、親の要求を先取りする歴史をたどってきたのである。その一つは、保育時間の延長であった。二つは園バスの導入である。第三は給食の実施である。さらには三歳児入園の促進であ

り、そしてこの流れは最終的に預かり保育の実施というかたちで法的正当性を獲得するのである。さらにこの動きはこれまで同一年齢クラスによる集団性を強調してきた伝統を崩す満三歳児入園と続くのである。この一連の幼稚園教育の変貌は、実質的にこれまで幼稚園教育の建前であった半日保育という幼稚園教育の教育的原則を次第に切り崩していく過程である。保育時間の延長は、家庭保育とのバランスを保って教育を行なうという幼稚園教育の原則を逸脱するものであり、園バスや学校給食は、親子で徒歩登園することや親が手づくり弁当を用意することが、親と子の豊かなコミュニケーションの機会であるという言説を否定する現実である。つまり、幼稚園教育が半日保育であるという理由である、親の教育責任を保障し、家庭と幼稚園が連携して子育てを共有するという考え方が崩されてきたのである。それは家庭保育の重要性の言及を次々と裏切り、そんな原則を切り崩してゆかなければ経営上の競争に勝てないという強迫観念が私立幼稚園の保育を方向づけてきたのである。それは時代の要求に答えるためとはいえ、市場経済の論理が家庭保育の負の意識を増大させ、正当化させてきた過程でもあった。

それでは、幼稚園教育は教育機関である、という建前ではどのように作用してきたのであろうか。折しも高度経済成長の時代と共に幼稚園教育は成長し、発展をとげ、幼稚園施設数も増大の一途をとげてきた。しかし、早くも1980年代にはピークを迎え、下降期へと向かった。⁽¹⁾この幼稚園拡大過程と、受験競争の激化の過程とはタイムラグはあるものの、一定の傾向性を共有しているのである。この過程で私立幼稚園を中心とする幼稚園の教育方針は、知的早教育やおけいこを重視し、親の教育要求に答えることを主な経営方針とする幼稚園の増大であり、それは大正期以来の小規模で自由な遊びを中心とする幼稚園の廃園の傾向を生むのである。学校教育機関とする幼稚園教育は、前述のような傾向を示さないまでも、一斉保育中心の保育、つまり学校教育における教授—学習形態に近い、一斉授業の形態を跡襲する園が圧倒的な数をしめてきたのである。したがって、こうした小学校教育への準備的性格をもちその様式を跡襲してきた歴史は次の事実にもあらわれている。平成元年に改訂される以前の幼稚園教育要領(言語、社会、自然、健康、音楽リズム、絵画製作)が保育内容として設定され、各領域の項目は相互に関連があり、幼児の望ましい経験や活力を取捨選択して実施されるべきことが唱えられ、それらは小学校における各教科と質的に異なるものであることが強調された。しかし、結果としては小学校の教科のように扱われる現実が生まれてしまった。そのため、平成

元年の幼稚園教育要領では、教科的扱いを五領域(ことば、環境、健康、人間関係、表現)に変更したのである。しかも、この幼稚園教育要領では「生活」という概念が重視され、生活を通して、生活を重視する、という文言が繰り返して使われている。⁽²⁾このように、「領域」は建て前の上では学校知とは異なる方向を示唆してはいた。しかしこの処置によって現実が変わったとは、おおよそ言えない。なぜなら、平成元年の幼稚園教育要領で一般的傾向として、保育形態が変わったとは言えないからである。以上の幼稚園教育の戦後の歴史は、小学校教育を踏襲していて、幼児の発達に関して家庭保育との連携を実質的に考えてきたとはいえないと言わざるを得ない。それは次の理由からである。幼稚園と小学校の連携の問題は、発達の筋道に沿って下から上への連結の問題というより、幼稚園教育がどこまで小学校教育の準備となり得るかないしは、そこには断絶しかないといったとらえ方しかされてこなかったと言っても過言ではないからである。

しかし、平成十年の幼稚園教育要領は、建て前の上でははじめて実質的に家庭保育との連携が本質的に問題視されたといつてよい。なぜなら、この時期、同時に論議され、答申に沿った臨教審の提案を反映しているからである。この答申においては、現在の家庭保育で、育児不安の増大により過保護・放任の状況が生まれることで、子どもの自立的育ちがおびやかされているという事実を明言しているからである。⁽³⁾平成十年に告示された幼稚園教育要領は、平成元年の旧幼稚園教育要領の基本である「遊び中心の教育」をあらためて踏襲し、その徹底を環境の計画化と教師の役割の見直しによってはかろうとした。しかし、この建て前がどこまで実現されるかは未知数である。というより未知の展望はきわめて暗い。なぜなら、幼保の一元化は、遊び中心の保育を推進する中核ともいうべき公立幼稚園の存続を危機にさらしているからである。⁽⁴⁾一方保育所における保育は幼児の自立を保障する教育実践を構築しているであろうか。この点に関しても前述の事例のように、肯定的答を保育の現実から引き出すことは困難である。そしてその最大の理由の一つは、保育者養成や、現職教育における保育者の力量形成に不満があるからである。⁽⁵⁾

七、施設保育における政策上の問題点

上述のように、親と子の自立した関係を創出することが、子育てへの負の意識を克服し、少子化に対する長期的展望を切り開く対策になり得る。そしてそれこ

そが真の子育て支援になりうるとすれば、施設保育の課題は何であろうか。それを考えるには、先に筆者が保育学会の共同研究報告の中で述べたように、女性のライフコースの一般的傾向と、現代の家庭における市場経済に依存する体制から生まれた消費文化に支配された環境の中では、親と子の自立した関係が困難になりつつあるという認識が必要である。⁽⁶⁾それゆえ、平成11年の中央教育審議会の答申にあるように、家庭保育の見直しのためには、施設保育における幼児の自立的形成に父母の参加を促がすとともに、その理念（遊び中心の保育）への共感を通して、自らの家庭保育を振り返り、子育てへの負の意識をせめて負の意識と（正）プラスの意識の交替する状況へと交換することが望まれるのである。

そしてこの点から、施設保育における政策上の検討をする必要に迫られるのである。そしてその場合の検討の視点としてあげられる点は（1）保育の質が幼児の自立を可能にし、幼児の自立的育ちを保障しているか、（2）そうした保育の質を保障しうるような保育士の質を養成機関が提供できているか（3）保育者の実践的能力を養成するための研修（現職教育）を徹底できているか（4）望ましい保育の質を維持するために、施設保育への理解と協力を父母から獲得しえているか。

以上の条件を保障するための財政的、行政的政策と柔軟な制度的な変更は可能になっているか等の検討が必要になると思われる。しかも、それを一元化においては、幼保が同時にしかも一緒に同的に行い、共通化を計ることである。

しかし、紙幅の関係でこのすべての問題について考察を加えるわけにはいかない。そこで本稿では（1）の必要に応じて（2）（3）に言及しながら、問題に限定して述べることにしよう。なぜなら、（1）の問題を無視して（2）以下の問題を論ずることが近年の幼保の一元化・一体化には多くみられ、かつ実行されており問題の本質が等看視されているからである。たとえば、最近、望ましい幼保の一元化を推進するためのある自治体の委員会に参加での行政側の発言に次のような趣旨のものがあつたのである。行政側としては、幼・保の現場に一元化をするべく要請を再々してきた。しかし現場は全く動きがにぶくなかなか、動いてくれない。だからわれわれ行政側としては積極的にやらざるを得ないのであると。

行政側のこの発言は、幼・保の一元化に対し、繰り返し要請してきた内容が何であるかについて十分な情報がないので、軽々な評価はできない。しかし、どのような要請であるにしろ、現場の反応が鈍いという判

断は行政側としては無責任であり、教育行政のイロハを知らない官僚主義に他ならない。その理由としては次の点があげられる。

幼稚園・保育所とも日常保育の実践は行政側の決定と規定に従って行なわれており、行政側が二本立て行政を続けている限り、幼稚園・保育所の職員が日常業務を無視して自由に行来する実践を自由に行う余地はあまりない。ましてや新しい実践形態を創出する機会など簡単にはできるものではない。これに二極化した行政側が保育者の研修に関して周到な計画を立て、長期的な研修が必要とされる。はたしてそうした計画を遂行した上で現場の態度を批判しているのであろうか。一般論として困難である。最近の地方自治体の財政事情の逼迫化は、地方自治体の統合という形であらわれており、幼保の一元化も財政上の合理化の理由からトップダウンで、現場におろされてきているからである。たとえば、東京都区内の公立幼稚園の研修会は幼・保一元化の波の中で統廃合を迫られ、その回数の減少を余儀なくされているのである。ましてや、幼保の一元化を目的とするための現場の保育研修が用意周到に実施されているという話は筆者は聞いたことがない。しかも財政的理由からの幼保の一体化・一元化の方向性と、筆者が提案する現場からの（1）に関する一元化とむしろ矛盾する。後者の場合、研修のための出費は用意しなければならないからである。

河邊貴子は「公立幼稚園の存続意識を問うことの意味」という論文の中で、公立幼稚園が、「現在、多くの園では子育て不安をかかえている保護者を支え、今日的特命である幼児教育センター的役割を担っている。にもかかわらず40年も前の過去の設置理由をとりあげて縮小を唱えるのは、自分たちの教育理念のなさと、私立幼稚園とのかかわりが生む政治的背景が理由であることを開陳していることにほかならず、そこには『子どもにとっての最善は何か』という視点が欠除している」⁷⁾という。

この指摘は政治的・経済的理由のみで公立幼稚園批判がなされていて河邊の言葉でいえば、保育の「質論理」が欠落しているとした筆者の指摘と一致するので、わが国の保育政策の二重性によるものである。⁽⁸⁾いいかえれば、建て前としての教育・福祉理念の提示と、中曽根臨調以来、小泉政権の構造改革路線まで続く効率化を追求する民間活力の利用という民活路線である。一元化に関していえば、昭和38年、文部省初等教育局長、厚生省児童家庭局長通達「幼稚園と保育所の関連について」のなかで、「保育所のもつ機能のうち、教育に関するものは、幼稚園教育要領に準ずることが望ましい」とされた。制度的には二元化された

まま、保育内容面での一致を求めたのである。しかし、両者の教育実践を共通化しようとする行政側のいかなる努力（例えば、研修会等）もしていないのである。また、保育士と幼稚園教諭とが保育実践をめぐって、同じ場を共有する機会は、全国幼児放送教育研究会と日本保育学会のみであり、一元化が積極的に取りあげられたケースは決して多くはない。

例えば、筆者は1980年代から保育学会の活動に参加しているが、発表論文集で発表された幼保一元化の論文はせいぜい一二本で、発表分類としては制度論、行財政論に分類されているにすぎず、この状態は2000年以後、幼保一元化が関心を寄せられるようになってからも変化はみられないのである。

むしろ、1979年、守屋光雄氏が園長を務めていた北須磨保育センターを筆者が訪問した折り、守屋氏から聞いた話と、見学をして得た印象の方が今からみれば、幼保の一元化についてのあるべき姿を伝えているのである。⁽⁹⁾

まず第一に保育に関しては幼保の区別を全くせず、自然環境とのふれ合いを通じた遊び中心の保育であること、第二に幼稚園は半日で保育所は全日であるが、保育は午前保育は全く一緒に、保育所児は午後残って保育を受けること、午前保育担当の保育者と全日保育担当の保育者とが分れて一ヵ月互いに交代すること、月曜日を全員の研修日として、その研修期間内は臨時保育者を雇うとのこと、建物も形式的には分けて建築してあとで、通用路を作って併用すること、こうして実践を役所の監視や注意や介入の間をぬって貫いたということであった。

以上のように、行政側としては、幼保の一元化に対し、望ましい保育実践を幼保の一元化に対し、望ましい保育実践を幼保が共有化していくという点に関してはこれまでほとんど無策であったといっても云い過ぎではない。たしかに幼稚園教育行政にしても、保育所保育行政にしても、保育の質を確保するための提言が皆無であったとはいえない。しかし、それと並んで経済的、政治的な論理から政策的提言が二本立てで行われることが多く、このことが教育・福祉政策上の矛盾として顕在化し、結果的には政治的・経済的理由が現実を支配することになる。例えば、河邊が指摘したように、公立幼稚園は『「質の論理」で存在を主張し、一方は「経済の論理」で縮小をもくろむ』、結果として後者の論理が貫く。こうした現実様々は様々な所で表われている。⁽¹⁰⁾

文部科学省は中教審答申における家庭教育の重視をあげる。親の過保護、放任といった現象によって幼児が管理され、幼児の生活の中で自立性が失われつつあ

る状況の中で遊び中心の保育を訴えた。⁽¹¹⁾ 幼児の生活の中での自立は家庭における親と子の自立した関係にとってもプラスに働く。そのことで、親も子育てにおいて自立した意識を形成できる。しかし、一方で預り保育の普及は他方で親の施設保育依存を増大させ、親の子育てに対する自立意識を育てるのにマイナスになるという側面も無視できない。

また、厚生労働省は子育て支援事業の普及のためには、保育士の力量を高めるために、いくつかの国立大学を保育士養成機関として、四年生の大卒保育士養成を考えた。その専門性は、父母の相談相手となりアドバイザーになるために、コーディネーターとしての保育士養成と保育の力量を向上させるスーパーバイザーとしての保育指導者の養成である。⁽¹²⁾ これは大変評価すべき点である。しかし、他方では、エンゼルプランにおいて子育て支援を謳いながら、公立保育所へのひもつき予算を福祉行政一般に振り分けようとして、託児業務の民営化を画策した。⁽¹³⁾ そして以前よりはるかに安易な条件で、民間の託児業務拡大を画策した。ここでは結果として保育の質や保育士の力量は軽視される。

九、おわりに

幼保の一元化・一体化が幼児の発達において不平等な扱われ方をするのを防ぐためであり、いづれの施設の幼児にも質の高い保育を保障することによって、幼児の自立した態度を形成すること、そしてそのことが、子どもの自立した姿を通して子育ての喜びを体験することによって親の自立した子育て（親の責任意識に基づく子育て）を可能にした時、子育て支援策は長い展望の中で少子化対策としての意味を持ちうるであろう。なぜなら、親たちの中には子育てに伴う負の意識は、子どもの成長する姿やその都度の自立した子どもの様子から得られる喜びによって相殺されるであろうからである。少子化対策としての幼・保の一元化はそうした展望をもつものでなければならない。

注

- (1) 拙著『保育原理2001』同文書院（第三版）2000年 125頁参照
- (2) 同上書 137頁参照
- (3) 中央教育審議会答申 「新しい時代を拓く心を育てるために一次世代を育てる心を失う

- 危機—」 1998年 9～83頁
- (4) 河邊貴子「公立幼稚園の存続意義を問うことの意味」『保育の実践と研究』7の2 秋季号 2002年 26～44頁参照
- (5) 拙稿「遊びや総合的学習を援助(支援)する教師の資質養成の可能性を得る—現行カリキュラムの枠組みを越えて—」筑波大学教育学系教育方法学研究室内『教育方法研究会』17～40頁参照
- (6) 拙稿「今日の乳幼児の危機と保育の問題」日本保育学会「日本保育学会共同研究委員会保育基本問題検討委員会最終報告」160～165頁参照 2002年8月
- (7) 河邊貴子、前掲書 27頁、あるいは拙稿「21世紀における国公立幼稚園の役割」全国国公立幼稚園園長会編『幼稚園じほう』29の1 2001年参照
- (8) 河邊貴子 前掲書 27頁
- (9) 守屋光雄『遊びの保育』新評論社 1975年参照

- (10) 河邊貴子 前掲書 27頁
- (11) 中央教育審議会答申 前掲書 22頁
- (12) 拙著『保育原理2001』前掲書 109頁参照
- (13) 同上書 122頁参照

参考文献

- (1) 拙稿「幼稚園と子育て支援」『保育の実践と研究』7の2、秋季号2002 72～79頁
- (2) 「北欧に学べ少子化対策」毎日新聞、2002年5月27日3頁
- (3) 拙稿「幼保の一元化の精神とは何であったか」『幼児の教育』
- (4) 特集ワイド「この国はどこへいこうとしているのか—親の仕事は子供を大人にするということ、という目的があいまいになっているから、親子が向き合うスタンスがない」毎日新聞、2003年、1月27日 2頁